平成２２年（フ）第７６８６号
大阪市北区黒崎町12番15号　コーポ君影302号室
債務者　谷　　美奈（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７０１号
大阪府吹田市高野台１丁目２番Ｂ４―202号
債務者　赤坂　一郎
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７１７号
大阪府豊中市大黒町３丁目15番24号
債務者　長尾　清則
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８１３号
大阪市西成区千本中１丁目１番１―502号
債務者　來馬　悟史
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８６２号
大阪府茨木市大住町２番10号
債務者　山本　史雄
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９０９号
大阪市都島区御幸町２丁目10番８―201号
債務者　南　奈央子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０１３号
大阪市淀川区東三国６丁目11番13号　木下ハイツ302号貞安威磨子方
債務者　山畑伊保子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０３６号
大阪市住吉区殿辻２丁目２番27号　マンション55―301号
債務者　谷川　昌代
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１１２号
大阪府東大阪市若江本町１丁目４番28号　グランドメゾン浅田Ⅱ―206号
債務者　菱田　玲子（旧姓峪）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１２０号
大阪市住之江区住之江１丁目４番９号　ロイヤルむらか202
債務者　後藤　雅史
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１４３号
大阪市平野区平野南２丁目５番８号　リュストル平野103号室
債務者　岡田知代子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１４６号
大阪市北区大淀中１丁目11番８―905号
債務者　松山美和子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１５４号
大阪府豊中市柴原町５丁目４番15号
債務者　岡野　多永
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１５７号
大阪市平野区瓜破東２丁目５番33号　307
債務者　室井　人美
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１号
和歌山県東牟婁郡串本町有田575番地
債務者　西山　敏次
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第３５７号
静岡県沼津市本田町14番19号
債務者　岩上　大介
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４６９号
静岡県沼津市御幸町13番19号　１Ｆ
債務者　福里　明則
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係